

(証券コード 9040)

平成29年5月29日

株 主 各 位

名古屋市中区金山五丁目3番17号

**大宝運輸株式会社**

代表取締役社長 小笠原 忍

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月12日午後5時30分迄に到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月13日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山一丁目5番1号  
日本特殊陶業市民会館 3階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第66期（平成28年3月21日から平成29年3月20日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております事業報告、計算書類、および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.taiho-gh.com>）に掲載させていただきます。

## 第 66 期 事 業 報 告

(平成28年3月21日から  
平成29年3月20日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府・日本銀行による各種経済・金融緩和政策を背景として、雇用・所得環境が改善していることもあって、個人消費に足踏みがみられるものの持ち直しの動きが続いており、企業収益にも動きがみられ、業態によっては業況の良化の兆しがみられるなど、緩やかではありますが景気の回復基調が続いております。先行きにつきましては、英国のEU離脱決定後のヨーロッパやアジア新興国等の経済の先行き、米国の政策金利上げを含めた今後の政治および経済の動向など、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響に留意する必要が以前にも増して高まっております。

我が国の運輸業界を取り巻く環境は、景気が緩やかに回復していることから当業界に対する需要も増加傾向で推移しております。しかしながら一方で、リーマンショック直後、輸送トン数が激減した為、事業者数の減少とトラックの登録台数が減少し、景気が回復しても需要に対応できず人員不足が深刻化してきています。また、乗務職員の高齢化及び中型免許制度も人員確保の厳しさに拍車をかけています。このような経営環境の中、当社は前事業年度と比較して営業収益はほぼ同額を確保しましたが、経常利益は、燃料費が下がったことにより増益となりました。

その結果、営業収益は8,812百万円（前期比0.0%増）、経常利益は339百万円（前期比3.2%増）、当期純利益は232百万円（前期比53.8%減）となりました。

部門別の営業収益状況は次のとおりであります。

部 門 \ 期 別	第 65 期 (平成27年3月21日から 平成28年3月20日まで)	第 66 期 (平成28年3月21日から 平成29年3月20日まで)
貨物運送事業	6,836,833 千円	6,695,587 千円
倉庫事業	1,823,089	1,969,265
その他事業	150,786	147,237
計	8,810,708	8,812,090

## 2. 対処すべき課題

当社は中規模の物流会社として、メーカーや商社系の大きな資本力がある物流会社と、小規模零細の経営は不安定であっても機動力のある物流会社との中間に挟まれた存在です。その中にあるという危機感を持つ一方で、自社の長を生かす市場を開発し、安全で社員が生き生き働ける企業を目指し続けていきます。当社も乗務職員の高齢化及び中型免許制度の導入により、人員不足となっております。その対応策として募集媒体を替えたり、中型、大型免許を取得するための費用を会社が負担する制度を作りました。また、より働きやすい雇用形態、給与体系も検討していきます。お客様の配送形態は、年々変化しています。新拠点を設けることも検討し、お客様のニーズにより早く対応することを目指します。

## 3. 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資総額は36百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

貨物運送自動車      3台              7百万円

なお、上記の所要資金は自己資金でまかないました。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 63 期 (平成25年度)	第 64 期 (平成26年度)	第 65 期 (平成27年度)	第66期(当期) (平成28年度)
営 業 収 益(千円)	9,185,251	8,951,139	8,810,708	8,812,090
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△14,340	164,215	328,969	339,440
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△126,153	△1,383,035	504,225	232,905
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△16.75	△183.75	67.02	30.96
総 資 産(千円)	8,587,088	7,810,739	8,056,279	7,825,230
純 資 産(千円)	6,650,675	5,215,982	5,630,189	5,812,300

#### 5. 子会社の状況

##### (1) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
大宝興業株式会社	千円 17,000	% 100.0	不動産の貸付

##### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

6. 主要な事業内容

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買並びに、新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器及び部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬および処理
- (10) 不動産の貸付及び管理並びにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 特定労働者派遣事業
- (13) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵及び販売
- (14) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- (15) 前記各号に関連付帯する一切の事業

## 7. 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区金山五丁目 3 番17号
金 山 支 店	名古屋市中区金山五丁目 3 番17号
西 春 支 店	愛知県北名古屋市中村権現35番地 1
名 南 支 店	名古屋港区中川本町 3 丁目 1
犬 山 支 店	愛知県犬山市字上榎島23番地 2
大 高 支 店	名古屋市緑区鳴海町字下汐田20番地 1
岡 崎 支 店	愛知県岡崎市宇頭町字南家下 1 番地 1
春 日 井 支 店	愛知県春日井市上条町 8 丁目2670番地
三 好 支 店	愛知県みよし市三好町池守田62番地 1
四 日 市 支 店	三重県四日市市河原田町字溝東1077番地10

## 8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
一 般 職 員	96 <sup>名</sup>	4 <sup>名</sup>	44.6 <sup>歳</sup>	14.9 <sup>年</sup>
乗 務 職 員	291	△9	46.1	12.4
計または平均	387	△5	45.7	13.0

(注) 従業員の状況には嘱託社員、パートナー社員598名は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	88,400 <sup>千円</sup>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	175,000

## II. 会社の株式に関する事項

1. 株式数
 

発行可能株式総数	22,000,000株
発行済株式の総数	7,560,000株
2. 株主数 1,261名
3. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
小 笠 原 和 俊	千株 1,699	% 22.59
岩 瀬 合 名 会 社	704	9.37
株式会社商工組合中央金庫	377	5.01
小 笠 原 道 弘	225	3.00
小 笠 原 俊 一 郎	175	2.34
小 笠 原 明 子	175	2.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	153	2.03
大宝運輸社員持株会	146	1.95
三菱UFJ信託銀行株式会社	144	1.91
小 笠 原 正 俊	131	1.75

(注) 持株比率は、自己株式（38,004株）を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 笠 原 和 俊	
代表取締役社長	小 笠 原 忍	
取 締 役	鈴 木 建 一	営 業 推 進 本 部 長
取 締 役	中 村 晴 重	
監 査 役 (常 勤)	山 田 秀 二	
監 査 役	高 野 光 正	大日産業株式会社代表取締役社長
監 査 役	江 馬 城 定	
監 査 役	金 刺 廣	名弘商事株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 中村晴重氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役中村晴重氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
2. 監査役全員は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
退任  
平成28年6月15日開催の第65期定時株主総会において、取締役宮下勝美氏は退任いたしました。
4. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。  
就任  
平成28年6月15日開催の第65期定時株主総会において、金刺廣氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。



## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	名 5 (1)	千円 104,555 (1,500)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	6,369 (6,369)
計 (うち社外取締役・社外監査役)	9 (5)	110,925 (7,869)

- (注) 1. 平成3年6月10日第40期定時株主総会決議による取締役の報酬限度は年額150百万円以内であります。
2. 昭和62年5月23日第36期定時株主総会決議による監査役の報酬限度は年額10百万円以内であります。
3. 上記の支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額7,667千円が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

### 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 晴 重	当期開催の取締役会16回全てに出席しております。主として企業経営の経験者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	山 田 秀 二	当期開催の取締役会16回全てに出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席するほか、常勤監査役として毎週3日間監査を実施し、主として経理の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	高 野 光 正	当期開催の監査役会6回のうち1回に出席し、取締役会に2回出席しております。主として企業経営者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	江 馬 城 定	当期開催の監査役会6回全てに出席し、取締役会に14回出席しております。主として経理の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	金 刺 廣	社外監査役就任後に開催された監査役会4回全てに出席し、取締役会13回出席しております。主として企業経営の経験者としての見地から発言を行っております。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	17,000千円
② 当社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とする方針であります。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議いたしました。その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守すると共に、「経営理念」のもとに「取締役会規則」、「職務権限規程」等の諸規則・規程に従い、自ら率先垂範し行動する。
  - (2) 取締役の法令定款違反事項を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
  
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令、証券取引所規則並びに「内部情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき適切に保存管理を行うと共に、定められた保存期間については閲覧可能な状態を維持する。
  
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社の業務執行に係る以下の2つのリスクを認識し、把握、管理を行うこととする。  
なお不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応に当たり、損害を防止する体制を整える。
  - (1) 経営トップから現場の乗務職員まで一丸となって安全性の向上を図り、社内全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」に基づき作成した「安全活動規程」において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって貨物輸送と当社の全ての業務に関する安全性の向上を図る。
  - (2) 売上債権の健全性維持を目的として、与信管理規程の厳格運用と共に、営業部門、支店及び本社管理部門が相互協力し債権管理を実施する。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また

- 取締役、部長及び支店長の参加する経営会議を月1回開催し業務執行に関する協議を行う。
- (2) 会社の年度事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役はその方針に基づき業務を執行する。
  - (3) 取締役は、業務の執行について、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等を通じ業務の効率的執行を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令及び定款遵守につき、社内での勉強会等啓蒙活動を行い、周知徹底を図る。
  - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
  - (3) 監査役、内部監査室等の内部統制機関及び総務部は、相互に連携の上、コンプライアンスに関する問題の把握に努めるものとする。
6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程により、子会社についての重要事項については、当社に承認、又は報告を求める扱いとする等、子会社の管理を厳格に行う。
  - (2) 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。
  - (3) 監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえた上、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」と言う）の人選、配属等について全面的に協力する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役補助者は、取締役から独立した従業員として、監査役会及び監査役の指揮命令下で、その職務を遂行する。
  - (2) 監査役補助者の評価は、監査役会が行なう。
  - (3) 監査役補助者の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
  
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令・定款違反に関する事項を監査役に報告する。
  - (2) 取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査などの予定日を監査役会に報告する。
  
10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める事ができる。

## VI. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

### 1. 当社のリスク管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、株主総会終了直後及び毎月、定時取締役会を開催しております。加えて、「経営会議規程」に基づき、決算部長会等各種会議を毎月開催し、月次業績、予算審議、本支店の業務執行状況等についてチェックしております。

### 2. 当期における主な会議の開催状況

(1) 取締役会を16回開催し、社外取締役、社外監査役が出席するなか、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。

(2) 監査役会を6回開催し、適切に協議を行いました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等との適宜情報交換に加え意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

### 3. 内部監査の実施

当社は「内部監査規程」に基づき、毎期、内部監査室が「監査計画」を策定し、それに従い内部監査を実施しております。

### 4. 従業員教育の実施状況

当社の経営理念は、「社会とお客様のニーズに積極的に応え、企業の発展と社員の豊かさを追求する」、経営基本方針は、「教育立社」「門戸開放」「自力実行」です。当社は教育によって主体的に経営理念を実現できる社員と組織作りを30年余にわたり継続して参りました。毎年、経営理念、経営基本方針、社員七則、安全活動とその基本的な考え方等を「大宝運輸手帳」としてまとめ、全社員に配布しております。今後も、環境が変化し続けていく中で、絶えず自ら学び、考え、判断し、実践する社員の育成と組織開発に注力して参ります。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,646,007</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,172,152</b>
現金及び預金	2,063,731	営業未払金	290,110
受取手形	91,945	1年内返済予定の長期借入金	94,680
電子記録債権	150,618	未払金	10,170
営業未収入金	1,162,236	未払費用	384,811
貯蔵品	7,299	未払法人税等	82,748
前払費用	4,056	未払消費税等	57,581
繰延税金資産	85,074	前受り金	4,909
その他	83,845	預り金	36,340
貸倒引当金	△2,800	賞与引当金	190,800
<b>固定資産</b>	<b>4,179,222</b>	役員賞与引当金	20,000
<b>有形固定資産</b>	<b>3,656,583</b>	<b>固定負債</b>	<b>840,777</b>
建物	996,551	長期借入金	168,720
構築物	29,328	退職給付引当金	108,748
機械及び装置	106,550	役員退職慰労引当金	173,081
車両運搬具	40,072	厚生年金基金解散損失引当金	259,637
工具、器具及び備品	26,919	繰延税金負債	97,164
土地	2,457,161	その他	33,425
<b>無形固定資産</b>	<b>17,389</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,012,930</b>
ソフトウェア	9,490	<b>純資産の部</b>	
電話加入権	7,898	<b>株主資本</b>	<b>5,749,882</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>505,250</b>	資本金	1,140,000
投資有価証券	310,385	資本剰余金	1,120,000
関係会社株	17,000	資本準備金	1,120,000
出資	17,491	<b>利益剰余金</b>	<b>3,503,446</b>
長期貸付金	1,610	利益準備金	198,487
長期前払費用	3,964	その他利益剰余金	3,304,958
会費	550	役員退職積立金	6,000
差入	61,088	土地圧縮積立金	208,357
保険積立	93,159	特別償却準備金	42,927
		別途積立金	2,160,000
		繰越利益剰余金	887,673
		<b>自己株式</b>	<b>△13,564</b>
		評価・換算差額等	62,418
		その他有価証券評価差額金	62,418
<b>資産合計</b>	<b>7,825,230</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,812,300</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,825,230</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年3月21日から  
平成29年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		8,812,090
営 業 原 価		8,093,407
営 業 総 利 益		718,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		404,340
営 業 利 益		314,342
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,374	
そ の 他	15,736	26,110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	968	
そ の 他	44	1,012
経 常 利 益		339,440
特 別 利 益		
保 険 満 期 返 戻 金	8,498	
固 定 資 産 売 却 益	27,578	36,077
特 別 損 失		
リ ー ス 解 約 損	519	
固 定 資 産 除 売 却 損	0	519
税 引 前 当 期 純 利 益		374,997
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	142,500	
法 人 税 等 調 整 額	△408	142,091
当 期 純 利 益		232,905

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成28年3月21日から)  
(平成29年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				役員退職積立金	土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年3月21日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	203,583	56,048	2,160,000	721,650	3,345,770
事業年度中の変動額									
税率変更による積立金の調整額					4,773			△4,773	—
税率変更による準備金の調整額						732		△732	—
特別償却準備金の取崩						△13,854		13,854	—
剰余金の配当								△75,229	△75,229
当期純利益								232,905	232,905
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	4,773	△13,121	—	166,023	157,676
平成29年3月20日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	208,357	42,927	2,160,000	887,673	3,503,446

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成28年3月21日残高	△13,066	5,592,704	37,485	5,630,189
事業年度中の変動額				
税率変更による積立金の調整額			—	—
税率変更による準備金の調整額			—	—
特別償却準備金の取崩			—	—
剰余金の配当		△75,229		△75,229
当期純利益		232,905		232,905
自己株式の取得	△497	△497		△497
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			24,932	24,932
事業年度中の変動額合計	△497	157,178	24,932	182,110
平成29年3月20日残高	△13,564	5,749,882	62,418	5,812,300

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券……時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しており

ます。

(6) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、当該損失の当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜処理によっております。

**[会計方針の変更]**

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

**[貸借対照表に関する注記]**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,317,152千円
2. 担保提供資産	
(担保に提供している資産)	
土 地	886,720千円
建 物	202,234千円
計	1,088,955千円
(上記に対応する債務)	
1年内返済予定の長期借入金	94,680千円
長期借入金	168,720千円
計	263,400千円

**[損益計算書に関する注記]**

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	3,400千円

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	7,560,000	—	—	7,560,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	36,731	1,273	—	38,004

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月15日 定時株主総会	普通株式	37,616	5	平成28年3月20日	平成28年6月16日
平成28年11月1日 取締役会	普通株式	37,613	5	平成28年9月20日	平成28年11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,609	5	平成29年3月20日	平成29年6月14日

**[リース取引に関する注記]**

オペレーティング・リース取引

借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	94,741千円
1年超	281,053千円
合計	375,794千円

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	58,575千円
未払費用	15,977千円
退職給付引当金	33,134千円
減損損失	461,487千円
厚生年金基金解散損失引当金	79,108千円
その他	76,414千円
繰延税金資産小計	724,697千円
評価性引当額	△598,934千円
繰延税金資産合計	125,763千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△91,303千円
特別償却準備金	△18,947千円
その他	△27,602千円
繰延税金負債合計	△137,853千円
繰延税金資産(負債)の純額	△12,090千円

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に貨物運送事業、倉庫事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、設備投資資金は銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが一般的な取引条件に基づき支払期日を定めております。また、借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収期日、残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券は、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金繰りを把握しております。また、手許流動性を営業収益の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,063,731	2,063,731	—
(2) 受取手形	91,945	91,945	—
(3) 電子記録債権	150,618	150,618	—
(4) 営業未収入金	1,162,236	1,162,236	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	259,930	259,930	—
資産計	3,728,462	3,728,462	—
(1) 営業未払金	290,110	290,110	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）	263,400	265,779	2,379
負債計	553,510	555,889	2,379

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権、及び(4) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	50,454

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	772円71銭
1株当たり当期純利益	30円96銭

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

大宝運輸株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大宝運輸株式会社の平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月15日

大宝運輸株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山 田 秀 二 ㊟

社外監査役 江 馬 城 定 ㊟

社外監査役 金 刺 廣 ㊟

社外監査役高野光正氏は、病气療養中のため本監査報告書に署名捺印いたしておりません。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主様に対する継続的な安定配当の実施を基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業発展に備えるための内部保留の充実、更には配当性向、純資産などを総合的に勘案し、配当政策を決定していくことを方針としています。なお、当期末の配当につきましては、1株当たり5円の配当を実施させていただきます。

これにより、年間配当金は、先に実施しました中間配当金5円と合わせて1株当たり10円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株当たり5円	総額	37,609,980円
--------	---------	----	-------------

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月14日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年9月21日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

2,200,000株

#### (4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や優待等、株主様の権利も変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決されることを条件として、現行定款第6条に規定の発行可能株式総数を2,200万株から220万株に変更、また現行定款第8条に規定の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更効力は、株式併合の効力発生日である平成29年9月21日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>2,200</u>万株とする。</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>220</u>万株とする。</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条（効力発生日）</u> 第6条及び第8条の効力発生日は、平成29年9月21日とする。</p> <p><u>第2条（附則の取扱い）</u> 附則第1条及び第2条は附則第1条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</p>

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高野光正氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として金刺廣長氏を監査役に選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
金刺 廣長 (昭和58年8月20日生)	平成21年3月 関西大学法科大学院 修了 平成24年12月 弁護士法人グラス・オランジュ法律事務所 所名古屋事務所 入所 平成28年12月 同所 退所 平成29年1月 太田・渡辺法律事務所 入所(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 金刺廣長氏は社外監査役候補者であります。  
3. 金刺廣長氏が選任された場合、株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定でおります。  
4. 金刺廣長氏を社外監査役候補者とした理由  
金刺廣長氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験を当社の監査体制に活かしていただくために選任をお願いするものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます高野光正氏に対して、在任中の功労に報いるため退職慰労金を当社の基準に従い、相当額の範囲内において贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 野 光 正	平成12年6月 当社監査役（現任）

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（うち社外取締役1名）及び社外監査役4名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、役員賞与総額20,000,000円（取締役19,000,000円、社外取締役300,000円、社外監査役700,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上



〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



## 第66期定時株主総会会場のご案内

- 会 場 名古屋市中区金山一丁目5番1号 TEL (052) 331-2141  
日本特殊陶業市民会館3階会議室
- 交 通 J R……中央本線、東海道本線金山総合駅下車北へ徒歩5分  
名 鉄……名鉄本線金山総合駅下車北へ徒歩5分  
地下鉄……名城線金山駅下車地下連絡通路あり  
市バス……金山下車北へ徒歩3分
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はお控え  
くださいますようお願い申し上げます。

